
バイデン政権と議会

本当に異例のことは何か？

松本 俊太

Matsumoto Shunta

[要旨]

本稿は、ジョー・バイデン政権と連邦議会との関係について、その現状と展望を、「バイデンは歴史的な立法を実現できるか」という問いに対する考察というかたちで論じる。本稿の議論は2点である。第1に、現在起こっていることの大半は、合衆国憲法を中心とした政治制度・その「現代大統領制」と呼ばれる運用・二大政党の分極化という長期的な変化といった、アメリカ政治の基礎知識に基づいて説明が可能である。これに従うと、バイデン政権が歴史的な立法を実現できる可能性は低い。現在のところ、議会共和党が結束してバイデン政権や議会民主党と対立しているからである。ただし第2に、本当に異例で予測が難しいのは、ドナルド・トランプの今後の動向である。これ次第で、共和党トランプ派議員の動向・共和党指導部の対応・議会共和党の結束の度合いが左右され、それが、バイデン政権の業績や2024年大統領選挙の帰趨に影響を与える可能性はある。

はじめに

アメリカ合衆国（以下、「アメリカ」と略記）の大統領が、内政^①において歴史に名を遺す業績を達成できるかどうかの勝負は、1期目の就任後すぐから、長くても2年以内である。なぜなら、歴史的な業績というものは主に立法の形式をとるものであるが、その立法に大統領がかかわることができる権限は著しく小さいため、最初の選挙で当選したことで得られた影響力が続くうちに、選挙戦において公約したことを、議会に実現してもらわねばならないからである。

立法に関する権限をほぼもたない大統領が果たす役割は、議員や有権者に対して説得や妥協をすることで、国のできるだけ広い部分が合意に至るよう促すことである。立法自体、一度成立すればそう簡単に覆らないものであるし、それが国家元首でも行政の長でもある大統領の主導によるものとなれば、それは後世からみて、歴史的な業績とみなされる。中身の是非は別として、そのように国をまとめる役割と大統領の功績に貢献した立法の代表例は、フランクリン・ローズヴェルトの一連のニューディール政策、リンドン・ジョンソンの「偉大な社会」関連の立法・ロナルド・レーガンの減税などである。逆に、この時期に重要な立法を通せなかった・あるいは内容面で妥協を強いられた大統領は、この失敗を引きずる。とも

に再選に失敗したジミー・カーターや、ジョージ・ブッシュ（父）がこれにあたる。

では、2021年1月20日に第46代大統領に就任したバイデンは、立法を通じて国をまとめることによって歴史的な業績を残すことが、どの程度できるのでしょうか。本稿の目的は、アメリカの大統領制・政党制・連邦議会に関する基礎知識⁽²⁾を踏まえて、バイデン政権と議会との関係を読み解く指針を提供することである。そのためには、建国以来変化していないもの、長期的に変化しているもの、本当に異例のものに分けて考えることが有益である。アメリカ政治の基礎を知っていれば、「異例」と評されがちな現在のアメリカ政治で起こっていることの多くは、あるものはアメリカでは当たり前のことであり、あるものは長期的で予測可能な現象であることがわかるであろう。ただ逆に言えば、基礎知識だけでは説明のつかないことこそが、本当に異例で重要な事象だということである。これを見極めることも本稿の課題である。

1 変化していないもの：「現代大統領制」

アメリカは、建国以来、厳格な権力分立制を採用し、現在に至る。アメリカの権力分立は、連邦政府における三権（立法・行政・司法）の分立と、連邦政府と州政府の間の主権の分有の2つによって成り立っている。本稿では以下、前者に限定して論じる。

憲法の規定上、行政の長である大統領が立法に関与できるのは、両院を通過した法案に拒否権を行使することと、教書の提出を通じて議会に立法を促すことのみである。行政の仕事が少なく済んでいた20世紀初頭までは、行政の長としての大統領の役割も小さいものであった。これが本格的に変わるのが、1929年の大恐慌への対応として「ニューディール」を掲げることで1933年に大統領に就任したローズヴェルト以降である。これ以降の大統領は、主に選挙において公約した政策を、当選後に議会に立法をさせることで、民意の反映と政策転換を主導することになった。このような大統領のあり方を、「現代大統領制」という。2021年現在の連邦政府の統治の根幹も、この現代大統領制を基礎としていると言ってよい。

ところがここで重要なことは、アメリカにおいては、この大統領の役割の拡大は、憲法の文言を変えずして、解釈の変更によって行なわれたことである（待鳥 2016、68-71ページ）。だから大統領は、議会や世論などを「説得する力」（Neustadt 1990）に頼って立法を促すことになる。この「説得する力」とは、現代政治分析の分野ではしばしば、「リソース」（「影響力資源」「権力資源」などとも訳される）という概念に置き換えて理解されてきた。リソースとは、制度上の根拠をもつ権限のほか、資金・人員など、他者を動かすことができるあらゆるものを含む。つまり大統領は、制度上の権限がなくても、別のリソースを使うことで、議会を動かすことができると考えられてきたのである。大統領の議会に対するリソースとしては、先の選挙での得票数・議会に占める大統領与党の議席率・自らの支持率・ホワイトハウスや官僚機構がもつ予算や人員や専門知識などが主に挙げられる（Light 1999）。一般的に、大統領がもつリソースの量は、就任直後を頂点に緩やかに減っていくものである。だから、就任直後こそが、大統領が歴史的な業績を挙げられるかどうかの勝負どころである。他方で、このリソースを何に使うか・いかに上手く使うか、といった、大統領個人の判断や資質も重要となる。

2 少しずつ変化しているもの：「党派的なジャッジ」か「首相的大統領」か

続いて確認しておくべき「基礎」は、現代大統領制が、憲法の文言の解釈に基づく運用によるものである以上、その姿も少しずつ変質していることである。2021年現在の大統領制は、少なくともローズヴェルトが確立させたそれとは同じものではない。大統領がリソースをもって議会の動かそうにも、影響力を受ける側の議会の事情が変わってきたのである。

この点を理解するうえで最初に確認すべきこととして、アメリカの政党を日本の政党との類推で考えてはいけない。岡山（2020、序章）が簡にして要を得た概説を行なっているとおり、アメリカの二大政党は、アメリカ政治のあらゆる部分を緩やかに覆う「テント」のようなものであり、それぞれのテントの中は、さまざまな組織の緩やかな連合体にすぎない。議会内の政党組織においても、議院内閣制である日本の国会内の会派のような党議拘束なるものは、そもそも存在しない。もちろん、政党が緩やかではあれ連合体である以上、大統領の方針を、大統領与党の議員は支持し、大統領野党の議員は支持しないことが多いが、必ずそうなるとはかぎらない。だから、現代大統領制の下での大統領は、個別の議員、あるいは両党の議会の指導者（以下、「議会指導部」あるいは「指導部」と表記）に対して説得を行なうことで、個々の政策について多数派を形成してきたのである。

この2つのテントの中で、1960—70年代ごろから、「分極化」と呼ばれる漸進的な変化が続いている。分極化とは、その政党に属している公職者と有権者、および両者をつなぐ中間アクター（利益団体・マスメディアなど）のイデオロギーが二極分化している「イデオロギー的分極化」と、政党組織内で指導的立場にあるアクターの権限や影響力の強化との2つの面からなる。前者のみを分極化として扱っている議論が多いが、これは不十分である。イデオロギーと党派性は別の概念であるし、イデオロギーと党派性の2つの側面が、互いに影響し合いながら分極化が進んでいるのが実態である⁽³⁾。

分極化が始まり、進行している原因は、議会に関して言えば、議員の行動原理から一貫して説明されうる。アメリカ連邦議会の研究では、メイヒュー（2013〔原著 1974、同第2版 2004〕）以降、「議員は再選を志向する」という仮定からさまざまな事象を演繹的に説明することが基本となっている。有権者がイデオロギー的に分極化しているのであれば、イデオロギー的に極端な立場をとる議員が選出されやすくなる。さらにそれを助長しているのが、ケーブルテレビやソーシャル・ネットワークキング・サービス（SNS）の登場であったり、それら情報環境の変化によってごく一部の極端な有権者の声が再選（特に党内の予備選挙）を大きく左右するようになったり、議会内の政党組織の強化による指導部からの所属議員への統制の強化であったりする⁽⁴⁾。

では、分極化は現代大統領制をどのように変化させたか。そのメカニズムは複雑である。紙幅の都合上、論証のプロセスは拙稿（松本 2017、2020）を参照いただくとして、ここでは結論のみ述べる。第1に、大統領が説得という手段で超党派的な多数派を形成することが次第に難しくなってきた。大統領与党の議員はともかく、大統領野党の議員は、説得に応じないばかりか、大統領が議案に介入したことに刺激されて大統領の方針に反対するようす

なってきたからである。特に上院では、少数派による「フィリバスター」と呼ばれる議事妨害を覆して立法を成功させるには、出席議員の過半数ではなく全議員の3/5（2021年現在は60人）の賛成を必要とする。大統領野党の議員の支持を、一部ですら得られなくなった大統領が、立法で成功することは、著しく難しくなっているのである。大統領野党の非協力的な態度は、ついに、ローズヴェルトのニューディールのお話に倣った、就任直後の100日は大統領の方針を歓迎する「ハネムーン」という慣習にまで及んでいる。「ハネムーン」は、2009年のバラク・オバマ政権発足直後の景気対策法案をめぐる共和党からの強い反発をもって（それどころか、2010年代前半に勃興した「ティーパーティー運動」の発端にもなった）、完全になくなったと言ってよい。

第2に、それでも大統領は、選挙で選ばれた公職者として、公約を実現させねばならない。そのための手段は、ひとつは、議会内の政党政治には介入せず、超然と振る舞うことである。立法には議会の（少なくとも一部の）超党派の合意が必要となる以上、立法の形式で政策を実現させるためには、そのほうが賢明である。また、二大政党のどちらかを代表しているとはいえ、大統領の元々の役割は、国家元首である。党派間の対立や調整は議会に任せ、最後に法案に署名するかたちでジャッジを下してお墨付きを与えることが、国家元首としての大統領の役割である。このような大統領の議会へのかかわり方を、筆者は「党派的なジャッジ」（松本2017、253-255ページ）と名付けている。

もうひとつの手段は、逆に超党派の支持を得ることを放棄して、党派的に振る舞うことである。先に、立法には議会の超党派の支持が必要となると述べた。しかし、予算編成に関連するものについては、「財政調整法」という形式をとることによって、法案の内容に一定の制約を課されながらもこれを迂回することが可能となる。オバマの医療制度改革もトランプの税制改革も、この手法で成立している。これとは別に、そもそも立法ではなく、あらかじめ議会が大統領に与えた裁量の範囲内で「大統領令」と総称される命令を行政機関に出すことによって政策転換を図ること（梅川2018）も常態化してきた。別の言い方をすれば、大統領は上下両院で大統領与党が過半数を得てさえいれば、自らの公約を実現させることができる。ただし、政権や議会多数派が変わるとそのようなかたちでの政策決定は簡単に覆されるので、本稿が論じている「歴史的な業績」にはなりづらい。これらは議院内閣制に特徴的な政権運営である。このような大統領のあり方は、ケレン味のある表現かもしれないが、「首相的大統領」と表現してもいい。

従来の「現代大統領制」が機能しなくなっている状況下でなしうる大統領の対応は、この「党派的なジャッジ」か「首相的大統領」の2つである。大統領一般がどのような状況下でどちらを選ぶのか、今のところ確固としたパターンはみえてきていないが、21世紀に入ってからの大統領の傾向としては、少数の重要な案件については党派的に政策転換を行なう一方で、その他日常的なことについては議会と距離を置くことが多い。特にトランプ政権は、「首相的大統領」を強く推し進めた政権であったと言える。そのトランプに対してはよく言えば「実行力がある」、悪く言えば「独裁的」と、トランプ個人の性格と関連付ける論評が目立ったが、どちらも2つの点で誤りである。ひとつは、これは、分極化した議会に適合的な大統領

一般の対応である。梅川（2018）が示すように、大統領令の頻発はブッシュ（子）政権から顕著になっている傾向であり、さらにさかのぼると、レーガン政権からその兆しはみえていた。もうひとつは、党派的な立法や大統領令は、たしかに迅速な意思決定を可能とするが、これは大統領の力を示すものではない。むしろ逆であり、大統領が超党派の支持を調達できないほど大統領野党に対する影響力を失っているから起こっている事象なのである。

3 一時的なもの：バイデン政権の特徴と今後の展望

以上のような、制度上の権限や議会の状況などの制約を受けながらも、大統領には裁量の余地がある。大統領の意思決定は、大統領個人に起因する要因と、その時々状況といった、個々の政権に特徴的な事柄によってかたち作られる。ではバイデン政権に特徴的な事柄は何か。それは、就任直後が歴史的な業績を挙げる最大のチャンスでありながらも、バイデン政権が、少なくとも本稿を執筆している2021年4月上旬の時点までの間、非常に地味に振る舞っていることである。少なくとも、何らかの立法を伴う改革を自らが主導で行なうことを優先には置いていない。その理由はさまざまであり、互いに関連している。

第1に、バイデン個人の政権運営のスタイルである。バイデンは、もともと先頭に立って改革を行なうタイプでもなければ、2020年の選挙戦でも、立法を伴うような長期的な政策転換を派手に公約したわけでもなかった。バイデンは、オバマ政権で副大統領を務める前には6期36年にわたって上院議員を務めたベテラン政治家である⁽⁵⁾。しかもバイデンは、分極化が進む以前の議会と「現代大統領制」に適合的な、妥協と交渉の名手である。それを買われて上院の後輩議員であるオバマによって副大統領に指名され、実際にオバマの名代として、上院との折衝を担うことが常であった。地味なスタイルには、パフォーマンス主導であったトランプとの違いを際立たせる意図もあろう。

第2に、バイデン政権は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と、それとも密接に関連する経済状況への対応という、きわめて実務的な課題から着手せざるをえない状況に置かれている。「現代大統領制」の登場以降、危機への対応から政権が始まった例としては、1933年ローズヴェルト政権と2009年オバマ政権があるが、逆に言えば、この2例しかない。

第3に、トランプ前大統領の影が依然ちらついていることである。目下バイデン政権が取り組んでいる課題は、コロナ対策を含めたトランプの4年間の政策（の少なくとも一部）を元に戻すことであり、ほかのことには手が回っていない。この先、事態の收拾が一段落した場合、そこからバイデン独自の立法をするには、歴史的な業績となりうるが実現が難しい順に、議会共和党の指導部との交渉や妥協、議会共和党の一部との多数派形成、特別多数を必要としない立法⁽⁶⁾のいずれかである。議会共和党のどの程度の部分と話をまとめられるかは、依然トランプに忠誠を誓う共和党議員や、その共和党議員と上下両院の共和党指導部の関係による部分が多い。

以上の「変化していないもの」「少しずつ変化しているもの」「一時的なもの」の3つを踏まえると、バイデン政権と連邦議会の関係としては、どのような展望がありえるか。以下、2点述べる。

第1に、現時点で最も言えそうなことは、バイデン政権が超党派の立法によって歴史に残る業績を挙げる可能性は低いことである。理由は、コロナおよびそれに伴う経済対策と、トランプ政権からの各種政策の軌道修正で時間を費やすであろうこと（すでにそうなっている）と、仮に何か法案を提示したとしても、議会がそれを通す可能性は低いことである。2020年11月の選挙（およびその後の一部議席をめぐる決選投票）によって、大統領・下院多数派・上院多数派の3つを民主党が獲得することになった。これを捉えて、ことさらに「トリプルブルー」などという言葉が出てきているが、そうなったからといって、何かが劇的に変わるわけではない。すでに述べたとおり、歴史的な立法には大統領与党の議員の支持だけでは足りないからである。「現代大統領制」が確立してから1990年代中盤までの半世紀以上にわたっては、トリプルブルー（議席差も非常に大きい）は珍しくなかったが、民主党の大統領が何でもできたわけではない。党内がまとまらないことが常態であったからである。バイデン政権と議会民主党が必ずしも一枚岩でないことは、2021年現在でもありうる。バイデンの政策路線は穏健派であり、議会党の左派から突き上げを受ける可能性はある。

それ以上に、分極化が進行している現在では、両院で過半数に近い議席を確保している共和党議員からは、一部の支持を得ることすら難しくなっている。現に、3月11日に成立したコロナ経済対策法案は、すべての共和党議員が反対に回り（民主党は下院議員1名を除き全員賛成）、フィリバスターを回避できる財政調整法によって成立している。1月6日の連邦議会議事堂襲撃事件の直後は、党派を超えて暴徒を非難したり、バイデン政権発足直後は両党の穏健派議員が党派間をつなぐ役割が期待される向きもあったりしたが、ふたを開けてみれば、そうはならなかった。バイデンは、「現代大統領的」に振る舞おうにもそれができず、「首相的大統領」としてコロナ経済対策法案を成立させねばならなかった。現状は、議会共和党内で意見が分かれているのは、もっぱらトランプの処遇に関するものである。今後も、経済や移民問題をはじめとする政策に関する事柄は、従来の「リベラル・民主党—保守・共和党」の線で、両党ともまとまるのではなかろうか。

第2に、逆に言えば、最も重要でありながらも予測しづらいのは、トランプおよびトランプの影響を受けやすい共和党議員の動向である⁷⁾。もしトランプが今後も健在であれば、トランプの発言に影響されてトランプ派の共和党議員の動向も変わるであろう。議会共和党内が割れるとすれば、トランプが2024年大統領選挙に向けて何らかの「大きな政府」寄りの政策を訴え、その内容について民主党とトランプ派共和党議員との間で合意に至る場合である。しかし、現在までのトランプと民主党との関係からして、その可能性は非常に小さい。あるいは、この先トランプが脱税やさまざまな疑いで司法の手にかかるようなことがあった場合、現時点でトランプに追従している議員は距離を置き始めるか、それすら陰謀であると捉えて、いよいよ本格的にカルト化していくのかもしれない。議会共和党にとっては、前者の場合は党内をまとめやすくなるが、後者の事態に至ると党内の対立が深刻化するであろう。

おわりに

以上、バイデン政権と議会の関係について、基礎知識を踏まえた現状認識と展望を、簡単

に紹介した。要点をまとめると、第1に、現在起こっていることの大部分は、合衆国憲法を中心とした政治制度・その「現代大統領制」と呼ばれる運用・二大政党の分極化という長期的な変化といった、アメリカ政治の基礎知識に基づいて説明される。これに従うと、バイデン政権が歴史的な立法を実現できる可能性は低い。議会共和党が結束してバイデン政権や議会民主党と対立しているからである。ただし第2に、本当に異例で予測が難しいのは、トランプの今後の動向である。これいかに、共和党トランプ派議員の動向・共和党指導部の対応・議会共和党の結束の度合いが左右され、それが、バイデン政権の業績や2024年大統領選挙の帰趨に影響を与える可能性はある。

そのトランプおよびその支持者たちは、報道機関が偏向しているという主張を行なっている。自分たちのことを棚に上げた主張ではあるが、一概に否定されるわけでもない。報道にも玉石あることは承知ではあるが、少なくとも一部の報道がそのような言われ方をすることは、今に始まったことではない。アメリカではメディアも分極化しており、日本人の目に主に触れる大手の新聞やテレビの論調は、民主党やりベラルな方向に偏っているとの批判は根強い。特にトランプが登場してからは、トランプ個人への感情的な悪口もみられる。日本のアメリカ政治関連の報道についても、現場の記者ならわかっていることでも、何らかの原因によって、扇情的に報じられることもあれば、あるいは報じられないこともあるのかもしれない。また、必要以上にトランプ個人を原因とするような論調は、トランプやその支持派に対する賞賛であれ批判であれ、トランプにとって有利に働く。トランプは、「悪名は無名に勝る」を地でいくかたちで、2度の大統領選挙と4年間の政権運営を行なってきたのである。現在のトランプにとって、悪く言われることは、忘れ去られることよりも余程よい。

現状のアメリカ政治をめぐる報道やインターネット上の言説は、それ自体が現在進行形の政治の一部を成している。そういった情報には、事実の認識の段階からして「玉」も「石」も混じっている。アメリカ政治の現状を的確に理解するには、読み手の側も「玉」と「石」を選別せねばならないが、それには、建国以来の合衆国憲法を中心とした制度や、その歴史的な変遷といった基礎を知り、それを踏まえて現在起こっていることに内在する論理を理解することが有用である。その実践を微力ながら試みたのが本稿であり、短期的な事象から距離を置いて議論できる立場にある、一研究者としての筆者の主張でもある。

- (1) 大統領の業績のもうひとつの柱である外交については、本稿では扱わない。外交は、もともと大統領に与えられている権限が大きく、そのうえ、古くから言われているように外交は票につながりにくいものであるので、世論や選挙とのつながりを免れて行動できる余地が大きい。したがって、大統領の業績を評価するうえでは、内政と外交は、基本的には別物と考えたほうがよい。
- (2) 一般向けのアメリカ政治の基礎知識の概説は、大統領制については待鳥(2016)、政党制については岡山(2020)が、それぞれ決定版と言える。さらに詳しくはそちらを参照していただきたい。
- (3) 両者のどちらが分極化の主な側面であるかは、現在、学術的な議論が積み上げられている。ちなみに筆者は、後者のほうが前者の原因となっている面が強いことを主張している(e.g., 松本2020)。
- (4) ただしメイヒュー(2013)自身は、議会内政党が影響力をもっているという見方に対して懐疑的である。
- (5) 議員出身の大統領となると、ごく短い期間に議員を務めたブッシュ(父)やオバマを除けば、民

主党の黄金時代とも言える、ニューディール期のジョン・F・ケネディやジョンソン以来となる。一般有権者による大統領予備選挙が定着したカーター以降は、州知事などの肩書をもって、ワシントンD.C.の外側からやってきた改革者として立候補して当選することが定番となった。逆に、議員出身の大統領候補は、その肩書や議員時代の行動を攻撃されるなど、不利な状況に置かれて落選することが、この20—30年ほどは続いていた。

- (6) 特別多数を迂回して立法をするには、現状では財政調整法の形式をとらざるをえないが、他方で、特別多数を必要とする原因となっているフィリバスターの制度自体も流動的である。フィリバスターを打ち切るために全議員の3/5の特別多数を必要とする議事規則は、2013年には最高裁判事を除く人事の承認、2017年には最高裁判事の指名承認について、除外する規則変更が、その時々の上院多数党の意向によって行なわれている。残るは通常の立法のみである。トランプは上院に規則変更を要求したが、ミッチ・マッコネル共和党院内総務がこれを拒んだ経緯がある。現在多数党の上院民主党でも、立法による各種の政策転換を主張する左派を中心に同じ要求が出ているが、他方で、フィリバスターを存続させることを目指す、超党派の議員集団も出てきた。出典：“Latest bipartisan gang tries to save Senate from itself,” *Politico*, 18 March 2021, <https://www.politico.com/news/2021/03/18/senate-filibuster-bipartisan-group-476829> (2021年4月6日最終閲覧)。
- (7) 先述したように、議員は再選を志向するものである。トランプの動向が共和党議員の行動を規定し、共和党議員の行動が、共和党指導部の行動にも影響する。先の弾劾のプロセスにおいても、上下両院の共和党指導部の態度は、トランプを見放したり手打ちを試みたりと、一貫していない。これは「共和党内の内紛」というセンセーショナルな話ではなく、トランプやトランプ支持者の動向あるいは刑事訴追などの行く末の予測が立たないから起こっている事象ではないかと筆者は考える。

■参考文献

- Light, Paul C. (1999) *The President's Agenda: Domestic Policy Choice from Kennedy to Clinton*, Baltimore: Johns Hopkins University Press.
- Neustadt, Richard E. (1990) *Presidential Power and the Modern Presidents: The Politics of Leadership from Roosevelt to Reagan*, New York: Wiley.
- 梅川健 (2018) 「乱発される『大統領令』」、久保文明・阿川尚之・梅川健編『アメリカ大統領の権限とその限界——トランプ大統領はどこまでできるか』、日本評論社、61-73ページ。
- 岡山裕 (2020) 『アメリカの政党政治——建国から250年の軌跡』、中央公論新社。
- 待鳥聡史 (2016) 『アメリカ大統領制の現在——権限の弱さをどう乗り越えるか』、NHK出版。
- 松本俊太 (2017) 『アメリカ大統領は分極化した議会では何ができるか』、ミネルヴァ書房。
- 松本俊太 (2020) 「連邦議会における手続的分極化の進展と選挙デモクラシー」、吉野孝・前嶋和弘編『危機のアメリカ「選挙デモクラシー」——社会経済変化からトランプ現象へ』、東信堂、152-181ページ。
- メイヒュー、デイヴィッド (2013) 岡山裕訳『アメリカ連邦議会——選挙とのつながりで』、勁草書房
〔Mayhew, David R. (1974) *Congress: The Electoral Connection*, New Haven: Yale University Press.〕

まつもと・しゅんた 名城大学教授
<https://researchmap.jp/smatsumo1976>
 smatsumo@meijo-u.ac.jp